

平成24年 B-4ブロックの家庭ごみの収集カレンダー

裏面は分別説明

- 容器包装プラスチック (PLASTIC CONTAINERS & PACKAGING)
- 小型家電・金属類 (SMALL HOUSEHOLD APPLIANCES & METALLIC ITEMS)
- 燃やすごみ (BURNABLE RUBBISH)
- 古紙類 (PAPER & CARDBOARD)
- かん類・ペットボトル (CANS & PET BOTTLES)
- 製品プラスチック (PLASTIC GOODS & PRODUCTS)
- 燃やさないごみ (UNBURNABLE RUBBISH)
- びん類 (BOTTLES & JARS)
- 廃乾電池 (DRY CELL BATTERIES)

次の表示は収集日が重なります

- 製品プラスチック 容器包装プラスチック
- 小型家電・金属類 容器包装プラスチック
- 燃やさないごみ 容器包装プラスチック

B-4ブロックの該当地区

勿来	川部町、瀬戸町(東瀬戸、滝ノ沢、山神、地切、吉我場、横道、鍛冶屋、小玉、入瀬戸)、富津町、錦町(常磐線西側)、沼部町、三沢町(遊坂を除く)、南台、山玉町、山田町
四倉	四倉町全域
田人	田人町(貝泊、黒田、旅人、荷路夫、南大平)

家庭ごみは、裏面をよくご確認ください。裏面は市HPにも掲載しております。

14日 小型家電・金属類と容器包装プラスチック
28日 燃やさないごみと容器包装プラスチック

平成23年12月 December

日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	31

古紙の回収日が雨天の場合について

雨天の場合は、翌週の同じ曜日に延期します。
翌週も雨天の場合、その月の回収は中止となり、次の回収は翌月となります。
古紙回収実施の有無についてはF.M.I.V.までお知らせいただけますのでご確認ください。
なお、急に天候が変化しても、実施中止の決定は、途中で変更することはありません。
※古紙の直接搬入を受け付けている所もあります。詳しくは、古紙回収事業協同組合などにお問い合わせください。

■回収実施有無：回収日当日、午前7時30分頃に決定
■放送：局：FMいわき(76.2MHz)
■放送時刻：回収日当日、次の時間で放送
・月～金曜：午前7時43分頃、土曜～午前7時59分頃
■問合せ先：環境整備課 ☎22-7440
・最寄りの各支所(電話番号は下記をご覧ください)
・古紙回収事業協同組合 ☎21-7104

大型ごみの収集について

大型ごみについては、大型ごみ受付センターへ
■北部地区大型ごみ受付センター：☎34-0053
平内、内郷、四倉、小川、好間、三和、川前、久之浜、大久地区にお住まいの方
■南部地区大型ごみ受付センター：☎92-0053
小浜、勿来、常磐、遠野、田人地区にお住まいの方

1月 January

4日 製品プラスチックと容器包装プラスチック
18日 小型家電・金属類と容器包装プラスチック

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	31				

2月 February

1日 燃やさないごみと容器包装プラスチック
15日 製品プラスチックと容器包装プラスチック
29日 小型家電・金属類と容器包装プラスチック

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29			

3月 March

14日 燃やさないごみと容器包装プラスチック
28日 製品プラスチックと容器包装プラスチック

日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	31

4月 April

11日 小型家電・金属類と容器包装プラスチック
25日 燃やさないごみと容器包装プラスチック

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30					

5月 May

9日 製品プラスチックと容器包装プラスチック
23日 小型家電・金属類と容器包装プラスチック

日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30	31		

6月 June

6日 燃やさないごみと容器包装プラスチック
20日 製品プラスチックと容器包装プラスチック

日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	31

7月 July

4日 小型家電・金属類と容器包装プラスチック
18日 燃やさないごみと容器包装プラスチック

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	31				

8月 August

1日 製品プラスチックと容器包装プラスチック
15日 小型家電・金属類と容器包装プラスチック
29日 燃やさないごみと容器包装プラスチック

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	31	

9月 September

12日 製品プラスチックと容器包装プラスチック
26日 小型家電・金属類と容器包装プラスチック

日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29

10月 October

10日 燃やさないごみと容器包装プラスチック
24日 製品プラスチックと容器包装プラスチック

日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30	31			

11月 November

7日 小型家電・金属類と容器包装プラスチック
21日 燃やさないごみと容器包装プラスチック

日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	

12月 December

5日 製品プラスチックと容器包装プラスチック
19日 小型家電・金属類と容器包装プラスチック

日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30	31					

ごみの集積所の利用・管理について

ごみを出すことができる場所は、利用する方が設置した集積所です。ご自分の集積所以外へは出さないでください。
集積所の管理は、利用する方で代表者(管理者)を決めて、互いに協力して、分別ルールを守り、清潔な利用に努めてください。
集積所に不正排出されたものは、市では収集できません。違反ごみステッカーを貼って取り残すこととなります。(分別ルールが守られていないごみ、大型ごみ、家電リサイクル対象品目[エアコン、テレビ、冷蔵庫、冷凍庫、洗濯機、パソコン、産業廃棄物、一時の多量に出されたごみ(引越しごみ、剪定枝、草)など)

ごみの出し方 3原則

- ①きちんごみを分別して
- ②市規格袋を使用して集積所へ
- ③収集日の当日の朝8時30分までに

市規格袋

ごみを出すときは、必ず、排出者毎の市規格袋を使ってください。

〔一般家庭〕
①135cm×70cm・無色透明・ポリエチレン製
②1家庭が集積所へ排出する際の出量は2袋です。
一度に大量に排出されると、収集に支障が出ますので、ご注意ください。

〔事業者(家庭以外)〕
①事業者(家庭以外)は、事業者専用袋(1枚、150円)を必ず使用してください。
②購入窓口
コンビニ(セブンイレブン、ファミリーマート、ローソン、モンパレ)等
※ 排出ルールは右の説明をご覧ください。

事業所(家庭以外)から出るごみ

事業所から出るごみは、どんなにわずかでもあらゆるものが(ごみの量や、重さにかかわらず)「事業系ごみ」となり、事業者が自らの責任で適正に処理しなければなりません。

【事業系ごみの区分】
1 「産業廃棄物」
2 「事業系一般廃棄物」：産業廃棄物以外のもの
【事業系一般廃棄物の処理】
①市が許可した収集業者への処理委託(産業廃棄物の処理と同様)
②市のごみ処理施設へ自己搬入
③事業者専用袋による家庭用ごみの集積所への排出

※事業系ごみの処理は、①、②が原則ですが、集積所の整理整備を保つことができる、少量の場合、事業者専用袋により、家庭用ごみの集積所へ排出することも可能です。その場合は、あらかじめ、必ず集積所の管理者の承諾を得てください。なお、一般廃棄物(ごみ)処理実施計画もご覧ください。

野外焼却(野焼き)や不法投棄は法律で禁止されています! ごみの適正な減量・分別・再生にご協力ください。

このカレンダーの長辺は約六十センチメートルです。集積所へ排出できる大きさの目安にしてください。

10cm

55cm

50cm